




高崎市に転入された方へ (外国人の方用)

令和8年度版

以下の取扱い業務に該当するものがありましたら、担当課の窓口で手続きをしてください。



取扱い業務	手続き	手続きに必要なもの	担当課	窓口番号	
国民健康保険	転入届の際に加入の手続きをしてください。 ●特定同一世帯所属者異動連絡票 ●旧被扶養者異動連絡票 ●産前産後保険料(税)免除異動連絡票 をお持ちの方は、市民課での転入届の際にお申し出ください。	●在留カードまたは特別永住者証明書 ●パスポート ●マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかるもの	保険年金課 資格賦課担当	1階 ⑨	
	国民健康保険加入者で医療費が高額の方は、右記担当にご相談ください。 ●国民健康保険法による負担区分等証明書(該当者のみ)		保険年金課 国保担当	1階 ⑧	
国民年金 (第1号被保険者)	海外転入 加入手続きをしてください。	●在留カードまたは特別永住者証明書 ●パスポート ●マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかるもの	保険年金課 年金担当	1階 ⑮	
	国内転入 手続き不要	●日本年金機構に住所地以外の送付先を指定している方は、手続きを要する場合があります。			
公的年金受給者	手続き不要	●(お持ちの方は)基礎年金番号通知書(または年金手帳)			
後期高齢者医療 75歳以上	転入届の際に加入の手続きをしてください。 ●原則として、在留期間が3ヶ月未満の方は加入できません。	●後期高齢者医療負担区分等証明書、認定証明書(該当者のみ) ●在留カードまたは特別永住者証明書 ●マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかるもの ●代理申請の場合は、代理人の写真付身分証明書、委任状	保険年金課 医療給付担当	1階 ⑩	
介護保険	施設入の先が※介護保険	いを介した受護け認定	前住所地等の保険者から、介護保険被保険者証・負担割合証・負担限度額認定証(該当者のみ)が送られます。	介護保険課 介護保険料担当	2階 ⑳
		い受なけて	前住所地等の保険者から、介護保険被保険者証が送られます。		
※介護保険施設 特別養護老人ホーム、 有料老人ホーム、サ ービス付高齢者向け 住宅、ケアハウス等	上記以外の方	いを介した受護け認定	転入日を含む14日以内に、要介護・要支援の認定申請(継続申請)の手続きをしてください。	●介護保険料について 転入した月分から高崎市に介護保険料を納めていただきます。原則翌月に、介護保険料のお知らせと納付書をお送りしますので、納付書または口座振替で納めてください。(転入した年度は年金天引きが行われません)	
		い受なけて	永住者及び在留資格が特定活動以外で、在留期間が3か月以上の方には、高崎市から介護保険被保険者証をお送りします。(転入した月の翌月)		
福祉医療費助成 (高校3年生世代ま での子ども、母子・ 父子家庭、重度心身 障害者)	福祉医療費受給資格者証の申請(医療費が無料になるための手続き) ●医療機関受診前に申請の手続きをしてください。 ●医療費助成の開始日は申請日から(県内からの転入で、転入日から14日以内に福祉医療費受給資格者証交付状況証明書を提出した場合は転入日から)となります。	《高校3年生世代までの子ども》 ●子どもの健康保険情報が確認できるもの(マイナ保険証または資格確認書) ●子ども及び被保険者(国民健康保険は世帯主)のマイナンバーカードまたはマイナンバーのわかるもの ●申請者の本人確認書類、代理申請の場合は代理人の本人確認書類 ●県内から転入された方は、福祉医療費受給資格者証交付状況証明書 《母子・父子家庭、重度心身障害者の方》 右記担当にご相談ください。	保険年金課 医療給付担当	1階 ⑩	
児童手当受給者	転出証明書に記載された転出する(した)日の翌日から15日以内に手続きをしてください。	右記担当にご相談ください。 ●単身赴任等で受給者だけが転入した際も申請が必要です。	こども家庭課 こども福祉担当	1階 ⑬	

取扱い業務	手続き	手続きに必要なもの	担当課	窓口番号
保育所等の利用を希望する方	保育課でご相談のうえ、保育課または各支所市民福祉課へ申し込みをしてください。	右記担当にご相談ください。	保育課 保育担当	1階 ⑫
小中学生のいる方	公立小中学校へ入学希望の場合は、教職員課で入学手続きをしてください。	●在留カードまたは特別永住者証明書 ●海外学校の在学証明書または卒業証明書（前学校が国内学校の場合は在学証明書、教科用図書給与証明書）	教職員課 学事担当	16階
マイナンバーカード	転入届出の日から90日以内に継続利用の手続きを行うと、引き続きご使用になれます。不要の場合は、返納届を提出してください。	●マイナンバーカード （暗証番号の入力が必要です。）	市民課 住民記録担当	1階 ⑦
児童扶養手当 受給資格者	児童扶養手当転入届	右記担当にご相談ください。	こども家庭課 こども福祉担当	1階 ⑬
特別児童扶養手当 受給資格者	住所変更届（県内から転入） 転入届（県外から転入）			
交通遺児手当	受給資格認定の申請			
障害者手帳等	障害に関することは、右記担当にご相談ください。また、各支所の市民福祉課でも受け付けています。		障害福祉課	1階 ③
高崎市内に土地・建物をお持ちの方	転入したことを資産税課へご連絡ください。 （TEL 027-321-1222）		資産税課 管理償却資産担当	2階 ③①
原動機付自転車 （125cc以下） 農耕用などの 小型特殊自動車	《登録の手続き》 前市町村で使用していた原動機付自転車等を高崎市で使用するとき	《前住所地で廃車したとき》 ●廃車証明書 ●本人確認できるもの 《前住所地で廃車していないとき》 ●ナンバープレート ●標識交付証明書 ●本人確認できるもの	資産税課 税務証明担当	2階 ③③
市税等の 口座振替希望者	申し込みの手続きは、取扱金融機関またはゆうちょ銀行で行ってください。 ●市県民税*・固定資産税・軽自動車税（種別割）・国民健康保険税・保育料等・市営住宅使用料・介護保険料*・後期高齢者医療保険料が口座振替で納められます。（*については、給与や年金から天引きされている方は口座振替に切り替えることはできません。） ●取扱金融機関については、お問い合わせください。 （TEL 027-321-1216）	●預貯金通帳 ●通帳届出印 ●納税通知書（固定資産税の申し込みのみ） ●依頼書（申込書）は、市役所及び支所担当課や市内の取扱金融機関（郵便局）で配布しています。	納税課 管理担当	2階 ③⑤
水道を使用する方	水道（下水道）使用開始の手続きをしてください。 （TEL 027-321-1283） （FAX 027-326-6501） 電子申請はこちら。 	●本人確認書類 右記担当にご相談ください。	料金課 料金担当	1階 ⑪

●以上の業務は、本庁および各支所で手続きができます。詳細は、下記へお問い合わせください。担当課へお繋ぎします。
【開庁時間】月曜～金曜日：8時30分～17時15分（土・日、祝日、年末年始〈12月29日～1月3日〉除く）

高崎市役所（本庁）	TEL 027-321-1111（代表）	高崎市倉渕支所	TEL 027-378-3111（代表）
高崎市箕郷支所	TEL 027-371-5111（代表）	高崎市群馬支所	TEL 027-373-1211（代表）
高崎市新町支所	TEL 0274-42-1234（代表）	高崎市榛名支所	TEL 027-374-5111（代表）
高崎市吉井支所	TEL 027-387-3111（代表）		

○その他の手続き

<p>運転免許証</p>	<p>住所変更等の手続きを行ってください。 手続き方法及び手続きに必要なものについては、下記機関へお問い合わせください。</p> <p>●群馬県総合交通センター TEL 027-253-9300</p>	
<p>軽自動車の二輪 (126cc~250cc) 小型自動車の二輪 (251cc以上) 軽自動車 (三輪・四輪)</p>	<p>住所変更等の手続きを行ってください。 手続き方法及び手続きに必要なものについては、下記機関へお問い合わせください。</p> <p><input type="checkbox"/> 軽二輪 <input type="checkbox"/> 小型二輪</p> <p>●関東運輸局 群馬運輸支局 TEL 050-5540-2021</p> <p><input type="checkbox"/> 軽自動車</p> <p>●軽自動車検査協会 群馬事務所 TEL 050-3816-3109</p>	
<p>郵便物の転送</p>	<p>郵便局で転居届を行ってください。 手続き方法及び手続きに必要なものについては、最寄りの郵便局へお問い合わせください。</p>	

○ごみの出し方について

各地域の家庭ごみの分け方・出し方については、市ホームページをご確認ください。
不明な点は一般廃棄物対策課（TEL 027-321-1253）までお問い合わせください。

は 出
ご
し
み
の
ち
方
に
分
け
方
で



- 市役所の手続きや生活相談などで通訳が必要な方は、2階の外国人相談支援センターをお訪ねください。
- For people who need interpreting to understand city hall procedures or would like other information concerning daily life, please visit the Consultation Center for Foreign Residents on the 2nd floor.
- Nếu cần phiên dịch viên cho các thủ tục tại UBND TP hoặc tư vấn về cuộc sống hàng ngày, vui lòng đến Trung tâm tư vấn và hỗ trợ người nước ngoài ở tầng 2.
- Caso necessitem de intérpretes, favor entrar em contato com o Centro de Consultas para Residentes Estrangeiros de Takasaki, localizado no segundo piso.
- 在市役所办理手续需要翻译或有碍生活上的咨询等，请到2楼的外国人咨询支援中心。